「地方消費者行政の充実について」

(内閣府消費者委員会発言要旨)

2009.11.16 信州大学教授 樋口 一清

1. 地方の消費者問題~長野県消費生活条例の制定(2009年1月施行)をめぐって

わかりやすく、透明性の高い地域消費者行政の確立を目標に。 要綱行政から条例に基づく行政へ、消費者の権利の明確化。

迅速・機動的な被害救済システムを導入。

)立証責任の転換、57の不当な取引行為の明示など。

)<u>「長野消費生活センター」に</u>、長野県の本庁行政機能を移管し、業者指導、立入検査、行政処分も含めたワンストップサービスを目指す。・・・「地方版消費者庁」(参考1)

「製品安全情報ネットワーク」の構築に関する関係者の役割を条例に明示。 消費者用製品安全法に基づく「製品事故情報報告・公表制度」、「長期使 用製品安全点検・表示制度」の導入等をふまえ、リコール情報、経年劣化 製品の点検情報などに関する自治体や地域関係者の役割を明確化。(参考 2)

- 2.消費者行政への期待と要望
- (1)消費者行政のワンストップサービス化の課題

現場主義の重要性

消費者志向の企業経営では、社長が消費者相談の事例を直接把握し、陣頭 指揮。消費者庁本庁にも「消費者相談室」を設けるべき。

関係機関との円滑な連携・協働を可能とする行政システムの構築

各省庁・自治体の行政や企業の取組み、海外の行政とのスムーズな連携が不可欠。とりわけ、消費者問題の解決には、被害救済と並んで、企業側の自主的な取り組みの促進が重要。

(2)地方の実情を踏まえ、実効ある政策の展開を

都道府県と比べ、市町村レベルでは消費者行政の推進に温度差。()人件費等、行政経費の確保はミニマムの課題。()広域連合による相談体制など、市町村の実情に即した体制整備の推進、()地域における専門的人材の確保、()研修・人材養成制度の充実などが急務。(参考3)

高齢者、若者など、地域消費者の状況をふまえた行政部門や関係者の協働(例. リコール情報、経年劣化製品情報、悪徳商法対策、多重債務対策など)が大切。民生委員や介護事業者、学校などを含め、幅広いネットワーク構築が課題。

悪徳商法への行政処分を徹底すべき(参考4)。不当な収益の剥奪・被害者 救済制度の早期実現が必要。

消費者庁からの、きめ細かな「情報発信」が重要。(例.市町村行政の取組みのガイドライン、製品安全に関する効果的な情報提供方法のマニュアル、地方の現場での協働行政の成功事例など。)

(3)人材養成の重要性

相談員の養成だけでなく、消費者問題を、企業、行政、消費者団体など、様々な立場で担っていく人材の養成が重要。

「消費生活アドバイザー」(資格取得者累計;約 12,300 名)、「消費生活コンサルタント」(資格取得者累計;約 2,400 名)、「消費生活専門相談員」(約 4,000 名)など、各種資格制度の一層の充実・強化。

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、(社)全国消費生活相談員協会の連携、協力の必要性。

地域の「消費生活センター」や「大学」をハブ(hub)とした幅広い啓発普及の推進。

おわりに 「協学・協働」の推進

消費者市民社会の実現に向け、「協学・協働」の推進等により、行政の垣根を 越えた思い切った取組みを。

(参考1)長野県の取組み例(平成21年1月~)

- 1.「長野消費生活センター」に、センターと一体化した「長野県企画部消費生活室」を置き、 消費者相談業務だけでなく、 消費者行政の企画、 不当取引の監視・指導・行政処分、 消費者啓発などをセンターの現場において実施。
- 2. 県庁内12課・室による「消費生活庁内連絡員制度」を発足させ、関係施 策の部局間連携を強化。
- 3. 各消費生活センター職員による立入調査の実施。(センター職員に特商法、 条例による立入調査権限を付与。)

(参考2)「製品安全情報ネットワーク」に関する条例の規定

長野県消費生活条例・・・(国等が公表した情報の提供)

- 第9条 知事は、国等が公表した、その欠陥、経年劣化等により消費者の生命、 身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等の情報 を消費者に提供するよう努めなければならない。
- 2.知事は、前項の情報提供を行う場合には、市町村、消費者団体、事業者団体等に協力を求めることができる。

(参考3)長野県の消費者相談の状況

1.消費生活センターの相談体制

消費生活センター5ヶ所(県5、市2) 専任職員配置市町村14ヶ所、消費生活相談員数(平成21年4月1日)29名、苦情相談件数(平成19年度)28,810件、相談員一人当たり相談件数993件(全国最多、全国平均の倍以上)(出典;長野県資料)

2. 市町村の消費者相談の体制(出典;長野県消費者団体連絡協議会 2009 年度調査 速報、80 市町村中、75 自治体(19 市、20 町、36 村)回答、*は2008 年度調査)

(1)相談窓口の設置状況

相談窓口未設置;52 市町村(69%) 相談員未配置;71 市町村(85%) 相談員のうち有資格者;2名/18名、担当専任職員数;10名(うち町村;1名)

(2)消費者への情報提供の方法*-

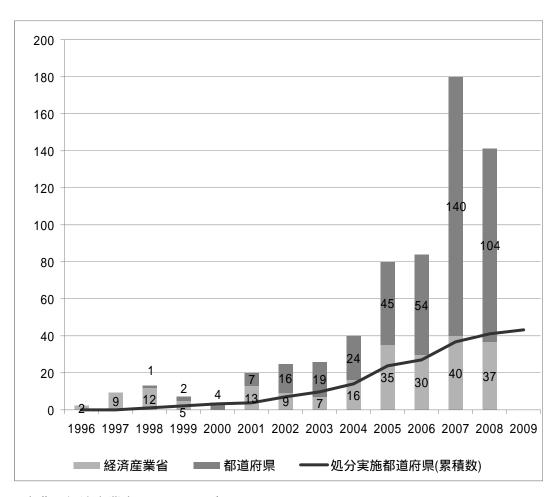
有線、無線、防災無線等の活用;29%、 広報誌の活用;26%、 パンフレットの配布 22%、 回覧板等;18%

(3)消費者被害防止のための他機関との連携状況*

連携実施;85%、

(内訳) 福祉関係;89%、 警察;35%、 介護関係;27%、弁護士会、司法書士会、センター、学校、商工関係など

(参考4)特定商取引法による行政処分件数の推移



(出典)経済産業省ホームページ